

《 入 札 条 件 》

(1)入札方式	書面
(2)入札保証金	免除
(3)入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。ただし、単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた金額の100分の5に相当する金額を納入のこと。
(4)契約保証金	免除
(5)仕様書等の確認	・仕様書等は福山市農林水産課ホームページに掲載する。 ・福山市農林水産課ホームページを閲覧できない場合、農林水産課に申し出れば配布を受けることができる。ただし、郵送による配布は行わない。
(6)入札書の提出方法について	① 次のとおり取扱うものとする。 ・指定した入札書提出期限までに代表者印(届出済代理人の場合は受任者印)を押印した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して農林水産課へ持参のうえ提出すること。 - a 提出者の商号又は名称 - b 入札書が在中している旨 - c 当該入札等に係る物品調達等の名称及び開札日 ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 提出した入札書は書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ④ 入札回数は、初度を含めて3回までとする。
(7)入札参加資格要件確認書について	① 入札参加資格要件が満たされていることを確認して入札参加資格要件確認書(以下「資格要件確認書」という。)を提出すること。 ② 次に該当する場合は、入札を無効とする。 ・資格要件確認書が提出されていない場合 ・資格要件確認書に記名押印及びその他必要事項の記載がない場合 ・資格要件確認書の記載事項と相違があった場合 ③ 住所又は所在地、商号又は名称及び代表者名を記入し、代表者印(届出済代理人の場合は受任者印)を押印すること。また、入札書を封入する封筒に同封して提出すること。
(8)同等承認申請書について	① 仕様書等に記載している参考品以外で応札する場合、同等承認申請書(以下「同等申請書」という。)を農林水産課へ仕様が確認できるカタログ等を添付して承認を得ること。 ② 次に該当する場合は、入札を無効とする。 ・参考品以外で応札する際に同等申請書が提出されていない場合 ・同等申請書に記名押印及びその他必要事項の記載がない場合 ・承認を得ていないメーカー品番で応札した場合 ③ 住所又は所在地、商号又は名称及び代表者名を記入し、代表者印(届出済代理人の場合は受任者印)を押印すること。
(9)開札について	① 開札時の立会は、任意とするが当該入札者に関係のない者の立会は認めない。 ② 開札時に立会する場合、入札の公告に記載された時刻までに開札会場に入場すること。
(10)落札者の決定方法	① 開札後落札決定を保留とし、予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査(以下「審査」という。)を行い、資格を有すると認めた場合はその者に落札決定する。 ② 最低価格入札者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(11)契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。 なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に福山市建設工事等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができるものとする。
(12)特記事項 公正な入札の確保等	① 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ・ 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 ・ 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 ・ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。 ・ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。 ② 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。 また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果、 ア) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。 イ) 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。 ③ 暴力団等から不当介入を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出するとともに、その旨を直ちに報告すること。
(13)入札期日の延期等	天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は、中止する。この場合における損害は入札者の負担とする。
(14)その他	・ 納入場所、納入期限及びその他必要事項は仕様書等において説明するとおりとし、入札条件、入札心得を承諾のうえ入札すること。 ・ 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。